



方 針

国連平和維持活動におけるジェンダーへの対応

承認者：Jean-Pierre Lacroix、事務次長 平和維持活動局

Atul Khare、事務次長 フィールド支援局

発効日：2018年2月1日

問い合わせ先：平和維持活動局－フィールド支援局

ジェンダー・ユニット／OCOS

改定予定日：2021年2月1日

訳：防衛省統合幕僚学校 国際平和協力センター研究員 川嶋隆志

国連平和維持活動におけるジェンダーへの対応
平和維持活動局及びフィールド支援局方針

- 内 容： A. 目 的
B. 適用範囲
C. 根 拠
D. 方 針
E. 役割と責任
F. 用語と定義
G. 参考文献
H. モニタリングとコンプライアンス
I. 問い合わせ先
J. 改定履歴

A. 目 的

1. 本方針は、ジェンダー平等と 8 つの安保理決議によって示される女性・平和・安全保障（WPS）マンドートをどのように運用するかについての平和維持活動局及びフィールド支援局の方向性を示すものである¹。同方針は、国連本部、地域センター及びミッションが平和維持活動に係る説明責任を果たし、リーダーシップを発揮するための組織文化が確実に醸成されるよう、平和維持活動局－フィールド支援局のジェンダー平等及び WPS マンドートを履行するために必要なビジョン、原理及び戦略を説明するものである。

B. 適用範囲

2. 本方針は、平和維持活動局及びフィールド支援局のジェンダー平等方針（2010.25）を改定するものである。同方針の適用範囲は、WPS マンドートの 4 つの柱、すなわち、平和構築におけるすべてのレベルの意思決定への女性の参加；紛争及び女性に対するあらゆる形態の暴力の予防；女性と女兒及びその権利の保護；及びジェンダーに対応した救済と復旧に則するものである。
3. 本方針は、国連本部、地域センター及びミッションにおいて平和維持活動に携わる平和維持活動局及びフィールド支援局のすべての要員に適用される。同方針の遵守は、すべての文民要員（主体的任務であるか、支援任務であるかを問わず）及び全ての階級の警察要員及び軍事要員の義務である。文民要員には、ミッションに関わる文民スタッフ、派遣要員、請負業者、コンサルタント、スタッフが含まれる。
4. 本方針は、ジェンダー平等という全体目標に向けて策定されたものであり、その適用範囲は女性・平和・安全保障（WPS）マンドートの履行を規定した安保理決議に依拠する。この全体目標を成就するためには、多くの戦略を取り入れることが必要である。すなわち、ジェンダー主流化／ジェンダーの統合、ジェンダー・パリティ及び紛争に関連して生ずる性的暴力（CRSV）を含む性的・ジェンダーに基づく暴力（SGBV）への予防と対応

¹ 安保理決議第 1325 号（2000 年）、第 1820 号（2008 年）、第 1888 号（2009 年）及び第 1889 号（2009 年）、第 1960 号（2010 年）、第 2106 号（2013 年）、第 2122 号（2013 年）及び第 2242 号（2015 年）

等の戦略である。しかし、同方針はジェンダー・パリティ、SGBV、性的搾取及び虐待（SEA）及びCRSVについては扱わない。これらに関する具体的な方針とガイドラインは別個に作成されており、ジェンダー方針を補完するものである²。

C. 根拠

5. 平和維持活動局及びフィールド支援局の職員は、8つの安全保障理事会の決議に則り、ジェンダー平等及びWPS マンデートを、業務のすべての側面に取り入れる義務がある。平和維持におけるジェンダーに関する青写真は、武力紛争において女性が受ける不均衡かつ特有の影響に対応する最初の決議である安保理決議第1325号（2000）に起源を有する。
6. 本方針は、紛争及び紛争後の状況における様相の変化や、ジェンダー平等のための新たな基準を反映している。それは、平和活動に関するハイレベル独立委員会（HIPPO）の報告と、安保理決議第1325号の実施に関するハイレベル報告との提言を考慮に入れている。
7. 本方針は、WPS マンデートを履行するにあたっての平和維持活動の機能を明確にする。平和維持活動は、その相対的な強みや広範な現場でのプレゼンスを有し、また国家政府の上位指導者層への戦略的アクセスを通じて国家政策及び国家再建においてジェンダー統合を主張できる等、女性・平和・安全保障を前進するのに適した要件を備えている。

D. 方針

D.1 目標

8. 本方針の最終目標は、すべての平和維持活動局及びフィールド支援局の作業が、確実にジェンダーに即したものとなるようにすることである。すべてのスタッフは、具体的かつ測定可能な結果を達成するために、ジェンダー平等や女性・平和・安全保障の原則に沿って日々の業務にジェンダーを取り入れる必要がある。同方針は、女性と男性で異なるニーズ、懸念事項及び貢献に対応することによって、平和維持活動の運用をより有効かつ効率的なものとするを目的としている。

D.2. 原則

9. **説明責任**：すべての制服（軍人及び警官）及び文民要員及び上位指導者層は、平和維持活動、平和維持活動における優先事項及びその機能において、ジェンダー平等及びWPS マンデートの原則を確実に進めること。
10. **包摂性**：すべての平和維持活動において女性と男性の優先事項、ニーズ、貢献を同等に評価すること。
11. **ジェンダー・パリティ**：国連本部とミッションの職員構成は、すべての職位、階級及びレベル、ならびに募集及び採用方針とその実践において、女性と男性とが平等に選ばれるよう組織的にコミットしていることが分かるものであること。

² SGBV と CRSV の方針とガイドラインは今後発表される予定である。

D.3 優先的に実現すべき成果

12. 平和維持活動局及びフィールド支援局全体を通してジェンダー平等及び WPS マンデートを履行する上で、管理者のリーダーシップ及び説明責任が強化されている。
13. ジェンダー平等及び WPS マンデートに関する進捗管理及び分析的かつエビデンスに基づく進捗報告を作成するためのシステムとメカニズムが強化されている。
14. 平和維持活動局及びフィールド支援局のすべての文民、警察、軍事要員の平和維持活動のジェンダー対応力を向上させるための能力と知識が強化されている。
15. 平和維持活動局及びフィールド支援局が国連本部及びミッション司令部の内外において、ジェンダー平等及び WPS 関連の成果を達成するためのその他の国連機関やパートナーとの関係及びパートナーシップを強化している。

E 役割と責任

本方針を実施する全般的責任は、すべての平和維持要員にあり、この責任を有することは WPS 関連安保理決議によって示されている。

E.1 リーダーシップと説明責任

a) 上位指導者層

16. 事務次長 (USG)、事務総長特別代表 (SRSG) / ミッション長 (HoM) 及びすべての上位指導者層は、国連本部及び平和維持活動において全般的なリーダーシップを発揮し、またジェンダー平等及び WPS マンデートに組織的に取り組む上での説明責任を果たす。
17. 国連本部及びミッションの上位指導者層は、ジェンダー平等及び WPS マンデートが効果的に履行されるように、ハイレベルでの政治的関与を最大限に活用するとともに、最高レベルの働きかけを行う。
18. 事務次長のジェンダー・タスク・フォースは、平和維持活動局及びフィールド支援局事務次長及び上級管理者がジェンダー平等及び WPS マンデートへのコミットメントの進捗状況を追跡する最上位の説明責任の仕組みとして機能する、四半期毎の会合である。平和維持活動局及びフィールド支援局のジェンダー・ユニットは、事務次長のジェンダー・タスク・フォースを支援する。
19. 平和維持活動局及びフィールド支援局ディビジョン／セクションの長は、ディビジョン／セクションが本方針に準拠していること、ジェンダーの平等及び WPS 関連成果がそれぞれのユニット、セクション及びチームの作業計画に反映されていること、すべてのスタッフが各自の仕事のすべての面において、職務に関わらず同様に実行する責任があることを保証する責務を有する。

b) 全スタッフ

20. 平和維持活動局及びフィールド支援局のすべての職員は、すべての作業計画と業績評価において、具体的なジェンダー平等及び WPS 関連成果を含めなければならない。

c) ジェンダー担当部門

21. 国連本部及びミッションのジェンダー・アドバイザー、ジェンダー・ユニット及びジェンダー・フォーカル・ポイント³は、本方針の実施を支援し、円滑にし、平和維持活動におけるあらゆる部門及び機能との間の緊密な連携を促進する責任がある。彼らは、ジェンダー平等及び WPS マンデートに関する戦略レベルの助言と技術的及び運用上の支援を行う。
22. ジェンダー・ユニット⁴は、ジェンダー平等の推進と WPS マンデートに関する上位指導者層への直接的な戦略的アドバイスを提供するため、事務総長特別代表及びミッション長のオフィスに配置される。
23. ジェンダー・ユニットは、
 - ・すべてのオフィス／ユニット／セクションに対して、現業及び支援的機能の全てにおいて、また文民部門、警察部門及び軍事部門の全ての部門において、ジェンダー平等及び WPS マンデートを主流化するための効果的な戦略を策定するための戦略的アドバイス及び技術支援を行う。
 - ・ジェンダー平等及び WPS マンデートを推進するため、平和維持活動局及びフィールド支援局のすべての要員（文民、警察官、軍人）が能力を強化し、上位指導者層がその進捗をモニターし、すべての職員についてこの方針の説明責任と遵守が確実にされるよう支援する。
 - ・ジェンダー平等及び WPS マンデートを履行する上での運用、促進、調整を行うとともに、すべての機能と各部門がミッションに則して適切に任務を遂行できるよう支援する。
24. 加えて、ジェンダー・フォーカル・ポイントは、オフィス／セクション／ユニットの各レベルにおけるジェンダー平等及び WPS マンデートの執行計画作成及び履行を支援するために、国連本部及びミッションにおいて、平和維持活動局及びフィールド支援局の各部門において指名されるものとする。ジェンダー・フォーカル・ポイントは：
 - ・各オフィス／セクション／ユニットが、ジェンダーと WPS マンデートを統合するのを、日々支援する。
 - ・各機能においてジェンダーを導入するためのエントリー・ポイントを特定する。
 - ・各機能に対する技術的かつ実質的な支援を仰ぐため、ジェンダー・ユニットとの連絡調整を行う。

E.2. 方針と計画

25. 平和と安全の利益が確実に達成され、女性と女兒への悪影響を軽減するために、ジェンダー平等と WPS 原則は、平和維持活動に関連するすべての戦略文書、政策、ガイドラインに反映される。
26. 国連本部及びミッションにおけるすべての計画プロセスは、ジェンダー平等及び WPS マンデートに沿って行われ、そのミッション・プランニングの全段階はジェンダーに応じた紛争分析を踏まえて行われる。
27. ジェンダーに関する専門的知見は計画プロセスの開始段階から組み入れられ、統合運用

³ 制服を着たジェンダー・アドバイザーとフォーカル・ポイントは、ジェンダー・ユニットとの連携と調整を行う。

⁴ 制服を着たジェンダー・アドバイザーとフォーカル・ポイントは、それぞれ軍事部門と警察部門に配置される。

チーム（IOT）と統合ミッション・タスク・フォース（IMTF）に対して提供される。ジェンダー・ユニットは、本部及びミッションのプロセス／チームにおけるジェンダー関連業務についてのガイダンス、技術支援、調整を行う中心的な役割を果たす。

E.3 分析と報告

28. 安全保障理事会への平和維持に関する事務総長報告には、ジェンダー平等及び WPS マンデートの履行に関するエビデンスに基づく進展状況を常に反映する。ジェンダーに関する成果は報告書全体に反映され、さらに報告者にはジェンダーと WPS について章を設けなければならない。また、ミッション・マンデートの文脈においてジェンダー平等及び WPS マンデートを履行する上での課題と成果が強調されなければならない。
29. 平和維持活動の報告には、性別及び年齢別に分けられた質的及び量的データを用いたジェンダー分析が常に含まれなければならない。国連本部及びミッションのジェンダー・アドバイザー及びジェンダー・フォーカル・ポイントは、報告目的に応じたジェンダー分析に関する技術支援及び調整を行う。

E.5. パートナーシップ

30. 平和維持活動局及びフィールド支援局は、事務次長とミッション長を通じ、加盟国及び国家レベルの指導者層に戦略的にアクセスできる。すべての国際的、地域的、国家的なパートナーシップに関する方針は、このジェンダー平等及び WPS マンデートを促進する上での、他に類を見ない優位な立場に則して決められる。
31. 国連システム内のパートナーシップを正式化する際、平和維持活動局及びフィールド支援局はそれぞれの部門が有すべき最適な比較優位性と戦略を設定し、各機関の強みを考慮する。ジェンダー・ユニット、関係するミッションの各部門、国連カントリーチームと連携して、平和維持活動への実質的かつ技術的支援の提供を強化するために、パートナーシップ・イニシアティブを調整する。
32. 平和維持活動局及びフィールド支援局は、より調和した一貫性のあるジェンダー対応平和維持活動を可能にするための共同プログラム及び共通のイニシアティブを通じて、ジェンダー平等及び WPS マンデートの履行における政治局と UN Women との協力を強化する。
33. 平和維持活動局及びフィールド支援局は、すべての平和維持活動においてジェンダー平等及び WPS マンデートを推進するために、共同イニシアティブ及び共通の意見の発信を通じて、市民社会と女性団体との協力を強化する。

E.6 法の支配、国家機関及び政治プロセス

34. 憲法及び選挙に関わる構想及びプロセスは、女性が政治及び選挙プロセスに完全かつ平等に参加することを促進し、女性の平等な権利を向上し、市民、経済、政治、社会的権利及び自由を保障する。平和維持活動は、選挙登録・投票プロセスにおいて、女性が候補者として参加する平等な機会を促進し、選挙管理官及び監視役として女性を募集・任用することを奨励し、女性候補者が公職に就くための能力構築を支援し、並びにジェンダーに即した選挙法を採択し、女性の政治参加に関する国民意識の向上を図るためのイニシアティブを、国家当局とともに支持・支援する。

35. 平和維持活動は女性のニーズ、優先事項及び利益を促進するために、対応する国家機関、法律及び政策を支援する。これは、紛争解決、平和構築のプロセス、計画とガバナンス及び女性の権利保護における能力構築や平等かつ効果的な女性の参加を可能にすることを含んでいる。
36. 平和維持活動は、行政機関に対し、国家及び地方のガバナンス体制の再建及び改革に女性に特定の優先事項に対する注意を喚起し、女性の平等な権利を包含するよう促進するための支援をする。このような支援とは、女性や女兒の権利を差別し、保護を妨げる法の改正；ジェンダーに対応する国内法策定の支援；全ての形態の SGBV に関し確実に説明責任を果たすためのメカニズムを導入することに関連するもの等である。
37. 交渉を含むすべての国際的、地域的及び国家レベルでの対話や平和プロセスには、公式なものであれ非公式なものであれ、女性の積極的かつ平等な参加及び和平交渉のプロセス及び実行に具体的なジェンダー平等及び WPS 原理が確実に含まれるようにする。
38. 信託基金及びクイック・インパクト・プロジェクト（QIPS）は、全てのプロジェクトの選定、実行、モニタリング及び評価プロセスにおいて確実にジェンダー分析を適用し、またジェンダーに関する様々な論点に確実に留意する。また、ジェンダー平等、平和維持活動における WPS 及び女性のエンパワーメントを支援する特定のプロジェクトのために 15%の財源確保を目標とする。

a) 治安部門改革

39. 国レベルでの治安部門改革の取組及び支援戦略は以下の 5つの分野に適切に対応しながら実施されなければならない。1) ジェンダー関連活動やプログラムへの十分な財源の配分と並び、ジェンダーに配慮した国家安全保障政策、戦略及び計画の策定等を通じて、実効的なサービスを提供すること；2) 治安部門改革の計画に関与させるだけでなく、目標の設定や、女性の採用増加等を通じ、治安部門における参加及び平等な機会を提供すること；3) 暴力の防止及び対応する国家安全保障組織内に専従の機能を設立すること等による、SGBV の予防及びこれらからの保護；4) ジェンダーに関する説明責任及びコンプライアンスに係る制度の強化等の、説明責任と監督；5) 国連によるイニシアティブの効果の評価するためのモニタリング及び評価枠組み⁵。

b) 司法と矯正

40. 司法と矯正イニシアティブはジェンダーに則したもので、女性と女兒の権利及びニーズを考慮したものでなければならない。女兒を含む女性の完全かつ平等な権利享受を妨げる差別的な政策、法、慣習の見直し／改正をするため、国内のカウンターパート（関係者）及び機関への支援等を通じて WPS アジェンダ履行のためにミッションの他の部門の業務を支援する。また、司法、検察、法及び矯正職域における女性の公正な登用と適切な参加を促進する。
41. 司法部門は SGBV からの生存者を保護するための法及び政策の制定を促進・支援するものとし、加害者の訴追が可能となる国家能力を構築する取組を支援しなければならない。また、矯正イニシアティブは、身体的・心理的障害を伴った人々、少数派のグループ、及び紛争に関連して監禁された人々などを含む、特別な保護や手当を必要とする人々、女性と女兒の権利、安全及び福祉が確実に守られるよう、ジェンダーに対応した矯正システムの改革を可能とすることをねらいとするものでなければならない。

⁵ 国連における全ガイダンスが説明されている、*Security Sector Reform Integrated Technical Guidance Notes — Gender-Responsive Security Sector Reform (2012)*。

c) 武装解除・動員解除・社会再統合 (DDR)

42. 武装解除・動員解除・社会再統合 (DDR) は、DDR の方針、ガイドラインや手続きに従って、具体的な女性のニーズに対応するものとする。イニシアティブは、ジェンダー分析、性別と年齢別データに基づき行われる。イニシアティブでは、例えば元戦闘員など、軍隊や武装グループに関わる様々なカテゴリーの女性（様々な支援者や扶養家族を含む）を認識することも行われる。DDR イニシアティブはジェンダーに対応したアプローチを取り入れ、また、女性と男性の元戦闘員やその扶養家族の持続可能な社会再統合の支援を目的とした、ジェンダーに対応した手段（※訳注：社会に変化を促すための施策）を策定する。DDR は、女性をエンパワーし、社会の連帯を促進するための地域の暴力削減プロジェクトを含む地域社会でのプロジェクトへの女性参加を支援し、可能にする。介入は能力構築を促進し、意思決定プロセスにおける女性の役割を強化する。

c) 地雷対策 (UNMAS)

43. 地雷対策イニシアティブは、性別及び年齢別のデータ及び情報の収集、分析及び利用を確実に行うとともに、ジェンダーの役割と責任の分析及びそれらがリスクと脅威に曝される度合いにどのように作用するのかを分析する。また、リスク教育、除去作業、調査及び任務、犠牲者支援、兵器と弾薬の管理、アドボカシー活動を優先事項と位置づけ、実行する。地雷対策イニシアティブは、女性がすべての意思決定とプロセスに完全に参加できるようにする。すべての UNMAS プログラムの実施は、UNMAS のモニタリングと評価の仕組みを含む UNMAS ガイドラインに従うものとする。

E.7. 保護機能

a) 国連警察

44. 国連警察 (UNPOL) は、警察活動に関する平和維持活動局及びフィールド支援局の方針に沿って、適切なジェンダー平等と WPS 対応戦略を取り入れる。警察部門は、UNPOL イニシアティブの評価、計画、実施、監視、評価（犯罪の予防、察知、調査、人と財産の保護、公共秩序と安全の維持など）のすべてのフェーズでジェンダー平等と WPS 対応戦略が確実に反映されるようにする。

b) 国連軍部門

45. 国連本部の軍事事務局は、ジェンダー平等と WPS 対応戦略をすべての計画と原則に組み込み、部隊展開時における女性将校と兵士を増やすことを目指すジェンダー・パリティ・イニシアティブを促進する。ミッションでは、軍事部門は、司令部の各種機能・部署、軍事監視要員、派遣部隊が、作戦レベルでの幕僚業務と戦術レベルでの部隊の活動においてジェンダー平等及び WPS マンデートを確実に反映させる。

c) 人 権

46. 人権部門は、計画、監視、調査、報告、アドボカシー、能力構築、そして平和プロセスの支援と不処罰撲滅（被害者や証人の保護を含む）に向けた努力を確実に行うことを含め、すべての業務と組織的な保護機能及びイニシアティブにおいて、ジェンダー分析及びジェンダーへのアプローチを確実にを行い、女性の特有の脆弱性を考慮する。人権部門は、女性、女兒、子供を対象とするジェンダーに基づく人権侵害に対する責任追及を促進し、これらの人権侵害の生存者が司法及び賠償にアクセスする上で、重要な役割を果たす。
47. 平和維持活動におけるジェンダー・アドバイザーは、すべての平和維持活動における人権部門及び CRSV を担当するセクション／ユニットと緊密に調整する。ジェンダー・アドバイザーは、CRSV に関する成果及びミッション・マンドートを果たす女性保護アドバイザー（WPA）に対し、女性の参加、表明、エンパワーメントの強化を支援する。

d) 文民の保護

48. 文民の保護（PoC）の取り組みは、ジェンダーと保護という2つの分野間の共通性を反映しなければならない。ジェンダー分野での成果は、すべての文民の保護の計画、方針、分析及び報告書に取り入れられる。文民の保護の関係者等は、女性がすべての意思決定プロセスに完全に参加し、ジェンダー平等及び WPS マンデートが、ミッションの保護イニシアティブ及び文民の保護戦略の3つの階層（※訳注：①対話を通じた保護、②身体的防護、③安全で安定的な環境の構築）すべてに確実に統合されなければならない。
49. 文民の保護は、性別及び年齢別のデータ及び情報を確実に収集、分析、利用しなければならない。さらに、文民の保護は、女性特有の能力、役割、責任、リスク及び脆弱性を特定するため、ジェンダー及び保護に関する総合的な分析を確実に行う。女性及び女兒は戦闘員、制服着用者や文民個人による CRSV の主な標的であるからである。

e) 性的及びジェンダーに基づく暴力（SGBV）

50. 平和維持活動局及びフィールド支援局の上位指導者層は、すべてのイニシアティブが女性及び女兒に対するすべての形態の SGBV の予防、緩和、保護、対応の原則に基づき最高水準を満たすようにすべきである。これには、SGBV のリスク、脆弱性、原因を特定するためのジェンダー及び保護に関する分析を行うこと；スタッフとパートナーとの能力構築；予防と対応を強化するための資源配分；特に女性と女兒に焦点を当てた、地域レベルでの女性の権利及び予防イニシアティブのアウトリーチ、アドボカシー、意識向上；モニタリングと評価；そして WPS マンデートにおいて予防及び保護部門が確実に運用されていることを含むが、これらに限定されるものではない。これらのイニシアティブは、ジェンダー・アドバイザーによって、人権部門及び CRSV 作業を円滑に行う女性保護アドバイザーとの緊密な連携の下実施される。

f) HIV／エイズ

51. HIV／エイズ・イニシアティブは、ジェンダー平等及び WPS マンデートが計画及び実施に反映された効果的な戦略；意識向上及び一定の教育能力の構築；自発的なカウンセリング及び検査；モニタリングと評価プロセスを確立する。イニシアティブは、すべてのアウトリーチ活動への女性への参加、特定のリスクの認識及び高まる女性に対する身体的及び心理的な影響の甚大さに注意を払いながら、ジェンダー平等と WPS 原則を確実に統合する。

g) 性的搾取及び虐待 (SEA)

52. 平和維持活動局及びフィールド支援局の上位指導者層及びすべての要員は、最高水準の誠実性と行動を維持し、確立された方針と枠組みに沿って、SEA 防止に取り組む。平和維持活動局及びフィールド支援局は、部隊及び警察の派遣国が、より高い割合の女性の平和維持活動要員を派遣することにより、文民の保護及び女性や女兒をはじめとする地域社会との関与、平和維持活動に配備された要員の意識と対応力を高めるための戦略を検討するよう支援しなければならない。
53. ミッションにおける「服務・規律チーム」は、ジェンダー平等が SEA 研修において確実に組み込まれるようにジェンダー・アドバイザーと平和維持要員の能力構築の調整をしなければならない。
54. ジェンダー・アドバイザーは、常設 SEA タスク・フォースのメンバーとなり、SEA への統合されたアプローチ及びジェンダーを考慮した被害者支援・援助の一環として SEA の被害者が利用可能なサービス及び支援を案内するための技術支援を行わなければならない。

E.8. 支援機能

a) 予算／財源及び支援

55. 結果ベースの予算編成 (RBB) プロセスの準備段階において、すべてのオフィス、ディビジョン、セクション及びユニットは、本方針に概説された優先事項の実施を促進するための適切な資金配分が行われるよう適切な繰入額を確保し、定期的な進捗状況と成果のモニタリング及び報告を確実に行わなければならない。この財源により、プログラム基金、統合パートナーシップ、アウトリーチ及びトレーニング活動のための適切な予算がジェンダー・ユニットに対して配分されるようにする。
56. 平和維持活動局及びフィールド支援局は、WPS 関連安保理決議により付与されたマンデートの効果的な履行を可能とすることを目的として、RBB を通じてジェンダー平等及び WPS マンデートに十分な技術的、人的、財政的資源を確保する。

b) ロジスティクス・サポート

57. ロジスティック・サポート部のガイドライン及び勧告は、すべてのミッションにおいて女性及び男性の福祉に寄与する、ジェンダーに配慮した適切な備品・設備の供給が行われるようにする。これらには、すべての要員、特に女性の明確なニーズを満たすキャンプのレイアウト；宿泊施設、トイレ、一般施設、男女に分かれた入浴及び医療施設／医療サービスが含まれるが、これに限定されない。

c) トレーニングと能力開発

58. 国連本部及びミッションのすべての上級管理職は、必要な訓練を受け、ジェンダー平等及び WPS マンデートの履行に必要なガイダンスを提供するスキルを備えていなければならない。
59. 国連本部及びミッションのすべての上級管理職は、職員がそれぞれのセクション及びユニット内でジェンダー平等及び WPS マンデートを履行するために必要なスキルを確実に有するようにする。

60. 適切なレベルの専門知識を備えた制服及び文民の教官は、ジェンダー平等及び WPS マンデートの運用を強化するため、ジェンダー平等及び WPS に係る平和維持要員にトレーニングを提供する。
61. 統合トレーニング・サービス (ITS) と統合ミッション・トレーニング・センター (IMTC) は、ジェンダーの平等と WPS マンデートの成果をすべてのトレーニングパッケージ、モジュール、リソース資料に確実に反映するよう努めなければならない。
62. ITS と IMTCs は、すべての教育において女性と男性の人数比率が 50/50 となるようジェンダー・バランスの修正を促進し、ジェンダー平等及び WPS に特化したモジュールの実施に際しては、ジェンダーに関する専門知識を持った者からの支援を得られるよう努力する。

d) ジェンダー・パリティ

63. 平和維持活動局及びフィールド支援局のジェンダー・パリティ戦略は、国連システム全体のジェンダー・パリティ戦略の指針に従って、平和維持に従事する女性を募集し、雇用を維持し、昇進させるためのすべてのイニシアティブを包含する。この戦略の実施を支援するために、ジェンダー・アドバイザーは、上級管理職相当の技術専門家を務める。女性のためのフォーカル・ポイントは、平和維持活動における文民部門、警察部門及び軍事部門にまたがるジェンダー・パリティ戦略の実施の調整を支援するために指名される。

E.9. コミュニケーションとナレッジ・マネジメント

a) 公開情報

64. メディア及びアウトリーチ・イニシアティブには、8つの WPS 関連安保理決議及び本方針に示された優先事項と基準を加盟国、パートナー、国家当局、地域社会に広めることが含まれ、その中には女性の権利、男女平等、WPS マンデートに関する意識を向上する取り組みの一環として、国連本部とミッションのジェンダー・ユニットとの緊密な協議の下で行われる女性聴衆を対象としたアウトリーチ空間を含む。

b) 情報技術

65. 情報、通信、技術 (ICT) のアプリケーション、システム、ツールの開発を必要とする情報技術イニシアティブは、機能要件の一部として性別及び年齢別のデータを検討し、これらの収集と処理を確実にしなければならない。

c) JMAC & JOC

66. 統合作戦センター (JOC) と統合ミッション分析センター (JMAC) は、広範な状況把握、理解、予測のための支援について、可能な限りジェンダー分析を組み込むようにする。ガイドラインと報告メカニズムには、性別及び年齢別に関連するデータが含まれていなければならない。

d) ベスト・プラクティス

67. 平和維持活動の文書化、配布、モニタリング及び評価 (任務終了報告、事後検討、監査及び検査報告、教訓報告などの手段を含む) には、本方針に概説されている基準及びベンチマークの実施状況の評価を組み入れなければならない。ジェンダー分析は、すべての上級職員 (文民、軍及び警察)、ミッション司令部の各部門の長及び現地事務所長によって作成された任務終了報告書に反映されるものとする。

68. 平和維持活動との統合または協力活動に従事するすべてのパートナーに本方針の実施に関する進捗状況を確実に知らせるために、国連システムパートナーとの情報共有メカニズムを、国レベルで強化する。

F. 用語と定義

紛争に関連して生ずる性的暴力 (CRSV)：紛争に関連する性的暴力とは、事件または（安保理決議第 1960 号に列挙されたものとして）性的暴力、すなわちレイプ、性奴隷、強制売春、強制妊娠、強制不妊、または女性、男性、女兒、男児に対する同程度の悪質な性的暴力をいう。これらの事件やパターンは、紛争や紛争後の状況、または懸念される他の状況（例えば、政治闘争）において発生する。これらの性的暴力はまた、紛争や政治闘争そのものと直接的または間接的な関係を持っている。例えば、時間的、地理的なつながり及び／または因果関係である。

当該犯罪容疑の国際的特性（事件によっては、戦争犯罪、人道に対する罪、拷問や虐殺等の行為を構成する可能性がある）に加えて、加害者のプロフィールや動機、被害者のプロフィール、不処罰の風潮／弱体化された国の能力、国境を越える範囲で発生すること、及び／または停戦合意の条件に違反しているという事実から、犯罪と紛争とのつながりは明らかであるかもしれない

（Analytical and Conceptual Framing of Conflict-Related Sexual Violence, UN Action against Sexual Violence in Conflict, 2011）。

ジェンダー：各社会において男性及び女性であることに関連して生ずるその社会における属性、役割、機会を指す。これらの属性、役割、機会及び関係は社会的に構築され、社会化によって学習され、所与の社会における価値体系に合致するものである。ジェンダーは一定の文脈／時間の下で成り立ち、変わりやすいものである。ジェンダーは社会における権力関係を規定し、所与の文脈において、女性や男性が社会的に期待・許容及び評価されるものを決定する。

ジェンダー分析：男女間の関係、資源へのアクセス、活動、男女が相互に直面する制約を説明するために使用されるさまざまな手法を指す。現場の背景や状況についてジェンダー分析を行うことは、ジェンダー対応行動やプログラムの一部であり、前提条件となっている。

ジェンダー平等（女性・男性間の平等）：女性と男性の平等な権利、責任、機会を指す。平等は、女性と男性が同じになることを意味するのではなく、女性と男性の権利、責任、貢献と機会が、男性・女性のいずれの性別に生まれたかで決められるのではないということの意味する。ジェンダーの平等は、女性と男性の異なるグループ間での多様性を認識し、女性・男性の双方の利益、ニーズ、優先事項を考慮に入れることを意味する。ジェンダー平等は女性だけの問題ではなく、女性と同様に男性も関心を持って十分に関わるべき問題である。

ジェンダー影響評価：男性と女性、男児、女兒に関するさまざまな政策決定及び行動により、意図された、または意図せざる、異なるインパクトが生じることを指す。ジェンダー影響評価により、政策立案者や実務者が、提案する政策／行動により期待される効果をより正確に示し、現状や傾向と、提案する政策／行動により期待される結果とを比較し、評価することが可能となる。

ジェンダー主流化：「ジェンダーの視点を主流化することは、立法、政策、プログラム等を含む、あらゆる分野のあらゆるレベルで計画された行動によって、女性と男性への影響を評価するプロセスである。ジェンダー主流化は、女性と男性が平等に利益を得て、不平等が持続しないように、女性のみならず男性の懸念や経験を、政治、経済、社会のあらゆる分野における政策やプログラムの設計、実施、監視、評価の一部とするための戦略である。最終的な目標はジェンダー平等を達成することである。」（Agreed Conclusions of ECOSOC Coordination Segment on Gender Mainstreaming 1997）

ジェンダー・パリティ：組織と業務のあらゆるレベルで女性と男性の平等参画を測定する指標である。

性的及びジェンダーに基づく暴力：「SGBV は、被害者の意志に反して、女性と男性の社会的帰属（ジェンダー）の違いに基づいて行われる有害な行為の総称である。性的及びジェンダーに基づく暴力のタイプやその性質及び程度は、文化、国及び地域によって異なる。例としては、性的搾取や虐待、強制売春、家庭内暴力、人身売買、強制・早期結婚、女性性器切除や名誉殺人などの有害な伝統的行為、及び未亡人の相続などの性的暴力が含まれる。

性的搾取及び虐待：性的搾取とは、性的目的のために脆弱性、権力の格差、または、信頼を濫用した既遂または未遂の虐待を指す。性的搾取には、他者からの性的虐待のほか、金銭的、社会的、強制的に利益を得ることを含むが、これらに限定されるものではない。強制的及び／または強要された売春のいくつかの形態はこのカテゴリーに該当する可能性がある。性的虐待とは、力づくで、または、不平等または強要された条件下であるかを問わず、実際に性的侵害行為が行われること、または、切迫した性的侵害行為にさらされていることを意味する。（ST/SGB/2003/13）

追加用語

G. 参考文献

規範的または上位の参考文献

女性・平和・安全保障関連安保理決議第 1325 号（2000 年）、第 1820 号（2008 年）、第 1888 号（2009 年）、第 1889 号（2009 年）、第 1960 号（2010 年）、第 2106 号（2013 年）、第 2122 号（2013 年）及び第 2422 号（2015 年）。

治安部門改革（SSR）関連安保理決議第 2151 号（2014 年）

その他の参考資料

- DPKO DFS Gender Forward Looking Strategy, 2014 -2018
- DPKO and DFS Guidelines for Gender Advisors in Peacekeeping Operations
- UN Police in Peacekeeping Operations and Special Political Missions, Policy (Ref. 2008.04)
- DPKO and DFS Gender Guidelines for the Police (June 2008)
- United Nations Police Gender Toolkit: Standardised Best Practices on Gender Mainstreaming in Peacekeeping (2015)
- DPKO and DFS Guidelines on Integrating a Gender Perspective into the Work of the United Nations Military in Peacekeeping Operations (June 2008)
- UN Gender Guidelines for Mine Action Programmes (March 2010)
- UN Mine Action Strategy (2013-2018)
- UN Security Sector Reform Integrated Technical Guidance Note — Gender (2012)
- UN system wide Gender Parity Strategy (2017)

H. モニタリングとコンプライアンス

69. 平和維持活動局及びフィールド支援局本部及び任務の上級管理チームは、適切な管理メカニズムを通じて、また年1回のジェンダー及びWPS報告を通じて、政策実施の進捗状況を定期的に見直すものとする。国連本部の事務次長のジェンダー・タスク・フォースは、最上位のアカウントビリティ・メカニズムとして、四半期ごとに実施の進捗状況を報告するものとする。
70. ミッション長は、管理者（部門の長、軍司令官、警察コミッショナー）に対して、本方針に記載された基準の遵守の履行状況を明確にするための特定の行動及び指標を、彼らの業務計画内に含ませることによって、説明責任を確実に果たさなければならない。
71. 安全保障理事会及び総会への定期的な報告と説明：国連本部とミッションの平和維持活動局及びフィールド支援局の上級職員は、毎年本方針の実施状況を報告しなければならない。
72. 国連本部とミッションの平和維持活動局及びフィールド支援局のジェンダー・ユニットは、本方針の全体的な実施を監視し、支援し、定期的な政策レビューを通知すべき分析と傾向について上級管理者に助言するものとする。

I. 問い合わせ先

73. 本方針の問い合わせ先は、ニューヨークの国連本部平和維持活動局及びフィールド支援局のジェンダー・ユニット（OCOS）の事務局である。

J. 改定履歴

74. 本方針は、初版は2006年11月に承認され、2010年に改定された。本改定版は、旧方針に取って代わるものである。
-

署名：

承認サイン：



事務次長 平和維持活動局

承認日：2018年2月5日

承認サイン



事務次長 フィールド支援局

承認日：2018年2月2日